

公害防止組織に関する法律 特定工場

【騒音】

指定区域内における

施設	条件
1 機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。
2 鍛造機	落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。

【振動】

指定区域内における

施設	条件
1 液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、予備加圧能力が2941kN以上のものに限る。
2 機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。
3 鍛造機	落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。

【ダイオキシン類】

1 焼結鉱(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの
2 製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1000kVA以上のもの
3 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集)	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
4 アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5以上のもの、溶解炉にあっては容量が1t以上のもの
5 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
6 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
7 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
8 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
9 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
10 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
11 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
12 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
13 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
14 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
15 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3'-2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
16 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
17 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設

【特定粉じん】

1 解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kw以上であること。
2 混合機	原動機の定格出力が3.7kw以上であること。
3 紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kw以上であること。
4 切断機	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
5 研磨機	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
6 切削用機械	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
7 破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。

8	プレス(剪せん断加工用のものに限る。)	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
9	穿せん孔機	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のを除く。		

【一般粉じん】

1	コークス炉	
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のを除く。)	
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のを除く。)	
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のを除く。)	原動機の定格出力が15kw以上であること。